（法第三十一条第一項第二号の原子力規制委員会規則で定める者）

第二十八条の二　第八条の規定は、法第三十一条第一項第二号の原子力規制委員会規則で定める者について準用する。この場合において、「措置」とあるのは、「措置（特定放射性同位元素の取扱いをさせる場合にあつては、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置）」と読み替えるものとする。

第五章　放射線取扱主任者等

（放射線取扱主任者定期講習）

第三十二条　［略］

2　法第三十六条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　放射線取扱主任者であつて放射線取扱主任者に選任された後放射線取扱主任者定期講習を受けていない者（放射線取扱主任者に選任される前一年以内に放射線取扱主任者定期講習を受けた者を除く。）　放射線取扱主任者に選任された日から一年以内

二　放射線取扱主任者（前号に掲げる者を除く。）　前回の放射線取扱主任者定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年（届出販売業者及び届出賃貸業者にあつては五年）以内

3　登録放射線取扱主任者定期講習機関は、毎年少なくとも二回、放射線取扱主任者定期講習を実施しなければならない。

4　法第三十六条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める課目は、別表第四の上欄に掲げる放射線取扱主任者定期講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目とする。

5　前各項に定めるもののほか、放射線取扱主任者定期講習の時間数その他の実施細目は原子力規制委員会が別に定める。

（放射線取扱主任者に係る研修修了証の交付）

第三十八条の二　［略］

（放射線取扱主任者に係る研修の課目等）

第三十八条の三　［略］

（特定放射性同位元素防護管理者の選任）

第三十八条の四　許可届出使用者及び許可廃棄業者が法第三十八条の二第一項の規定により選任しなければならない特定放射性同位元素防護管理者の数は、一工場若しくは一事業所又は一廃棄事業所につき少なくとも一人とする。

2　法第三十八条の二第一項の規定による選任は、特定放射性同位元素の取扱いを開始するまでにしなければならない。

（特定放射性同位元素防護管理者の要件）

第三十八条の五　法第三十八条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　事業所等において特定放射性同位元素の防護に関する業務を統一的に管理できる地位にある者であること。

二　放射性同位元素の取扱いに関する一般的な知識を有する者であること。

三　特定放射性同位元素の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者であること。

（法第三十一条第一項第二号の原子力規制委員会規則で定める者）

第二十八条の二　第八条の規定は、法第三十一条第一項第二号の原子力規制委員会規則で定める者について準用する。

第五章　放射線取扱主任者

（定期講習）

第三十二条　［同上］

2　法第三十六条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　放射線取扱主任者であつて放射線取扱主任者に選任された後定期講習を受けていない者（放射線取扱主任者に選任される前一年以内に定期講習を受けた者を除く。）　放射線取扱主任者に選任された日から一年以内

二　放射線取扱主任者（前号に掲げる者を除く。）　前回の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年（届出販売業者及び届出賃貸業者にあつては五年）以内

3　登録定期講習機関は、毎年少なくとも二回、定期講習を実施しなければならない。

4　法第三十六条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める課目は、別表第四の上欄に掲げる定期講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目とする。

5　前各項に定めるもののほか、定期講習の時間数その他の実施細目は原子力規制委員会が別に定める。

（研修修了証の交付）

第三十八条の二　［同上］

（研修の課目等）

第三十八条の三　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］